

2024年度中小企業地域資源活用等促進事業
助成金交付実施要領

2024年2月15日

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

目次

第1	目的	1
第2	助成対象事業	1
	(1) 助成対象事業の内容	1
	(2) 助成対象経費	2
第3	助成対象者	2
第4	助成対象の募集・交付決定等	2
第5	助成対象の選考	3
	(1) 内容の審査及び評価	3
	(2) 選考委員会での決定	3
	(3) 審査項目	3
	(4) 助成金交付先の決定	4
	(5) 決定した助成金交付先の事業計画等の公表	4
第6	助成金額	4
第7	助成対象事業の実施期間	4
第8	第1回公募の助成事業規模	4
第9	申請事業計画の企画・立案における留意事項	4
第10	助成対象者の遵守事項	5
第11	公募にあたっての留意事項	5

第1 目的

中小企業地域資源活用等促進事業（以下「本事業」という。）は、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの助成金により造成した基金を活用し、中小企業者等が行う地域資源の活用等をはじめとした新事業展開、海外販路開拓、人材育成、創業等の取組を効果的に支援するため、都道府県中小企業振興機関（中小企業支援法第7条に規定する都道府県知事が指定する法人。以下「都道府県協会」という。）が実施する支援事業を公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という。）が支援することを目的とする。

第2 助成対象事業

助成対象となる本事業は、以下に示す中小企業者等の新事業展開等に関する取組に対する助成等の支援事業及びそれら事業の管理に要する経費などの一部を助成する。なお、複数の都道府県協会が共同して実施する事業も可とする。

（1）助成対象事業の内容

A事業

①新事業展開等助成金交付事業

中小企業者等が行う新事業展開、海外販路開拓、人材育成、創業等の取組に対して助成金を交付する。

（例）

- ・DX、GX等への取組支援（新商品・新サービスの開発を含む）
- ・海外バイヤー向け展示会（2025大阪・関西万博等海外バイヤーが参加可能な展示会を含む）への出展支援
- ・新事業展開を支える中小企業人材の育成
- ・地域内における新規創業 等

②新事業展開等促進事業

中小企業者等の新事業展開等の取組促進を目的として、都道府県協会が実施する経営に関するアドバイス、イベントの実施、情報の収集・分析等に対して助成金を交付する。

（例）

- ・伴走支援（専門家・アドバイザー等の派遣等）
- ・新事業展開（DX、GX等への取組等）促進のためのセミナーや研修会の実施
- ・新事業展開（DX、GX等への取組等）や2025大阪・関西万博等海外販路開拓を支援する商談会・展示会等の開催、出展
- ・地域内支援機関等との情報連絡会の開催 等

（2）助成対象経費

助成対象となる経費の範囲は次のとおりとする。

中小企業者等に対する助成金、謝金、旅費・交通費、借料、会議費、印刷製本費、

資料等購入費、通信運搬費、補助員人件費、消耗品費、外部監査費、広報費等の経費、雑費、委託費、事業の実施に必要な人件費、租税公課、その他全国協会が特に認めた経費

第3 助成対象者

本事業の助成対象者は、都道府県協会とし、以下の項目に合致することとする。

- (1) 事業内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められること。
- (2) 運営が適切に行われており、かつ、専従役職員又は実質的に都道府県協会の事務を行っている役員等がいるなど、都道府県協会の管理運営体制が整備され、本事業の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 本事業に係る経費を負担できること。なお、経費の財源については都道府県協会の自主性に委ねるが、国や国の関係機関から他の補助を受けている事業は対象としない。
- (4) 都道府県協会又は都道府県協会の役員が暴力団等の反社会的勢力でないこと、かつ、反社会的勢力との関係を有していないこと。

第4 助成対象の公募・交付決定等

- (1) ホームページ等に公募要領を掲載し公募する。
- (2) 公募は、原則として前年度1月～2月頃及び当該年度10月～11月頃の2回行い、助成金の採択額がその年度の助成事業規模に達した場合は、その年度の公募を打ち切るものとする。ただし、令和6年度は公募を2回行い、それぞれの公募で助成事業規模（「8. 第1回公募の助成事業規模」参照）を決定する。
- (3) 申請者は所管都道府県と連携して事業計画の策定を行い、全国協会宛てに助成金交付申請書及び助成対象事業に係る財源の確保を証明する書類（様式は任意）等の添付書類を提出するものとする。
- (4) 複数の都道府県協会が共同して実施する事業の場合は、連携して申請することを可とする。その場合、各都道府県協会は、様式第1の申請書を提出し、代表機関のみ連携事業全体の内容を取りまとめた連携事業申請書（様式第1-2）を提出するものとする。
- (5) A事業の事業計画は令和10年度までの最長5年とするが、本公募については単年度申請とする。
- (6) 申請額が助成事業規模（全国協会の管理事業費を除く。）を超えた場合は、原則として申請者の助成金交付申請額を減額し決定するものとし、申請者へはその旨通知する。その場合、申請者は、減額決定を踏まえた様式第1の助成金交付申請書、収支予算書等の関係書類を全国協会へ提出するものとする。

第5 助成対象の選考

申請があった都道府県協会について、全国協会に設置する「中小企業地域資源活用等促進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）」による審査及び評価を踏まえ、助成対象候補先を決定する。

(1) 内容の審査及び評価

申請書類の内容について選考委員による審査及び評価を行う。

(2) 選考委員会での決定

選考委員による書類審査と評価及び選考委員会での協議をもとに、適正と認められるものを助成対象候補先として決定する。

(3) 審査項目

《A事業》

①事業内容：a) 都道府県協会から申請された事業計画が、本事業の目的に合致していること。

b) 事業に実現可能性があること。

c) 国・都道府県の政策に合致していること。

②事業効果：a) 中小企業者等への経営力向上への効果の大きさ。

b) 地域経済・社会への貢献の大きさ。

③事業計画：a) 都道府県協会が確実に財源を確保していること。（負担金額の確認）

b) 事業の実施体制が整っていること。

c) 都道府県協会において中小企業者等へ助成する場合、助成対象の選考にあたっては、外部有識者等による選考委員会の設置等、選考の公平性が担保されていること。

(4) 助成金交付先の決定

選考委員会での審査及び評価を踏まえ、全国協会会長が助成金交付先を決定する。

(5) 決定した助成金交付先の事業計画等の公表

決定した助成金交付先については、全国協会のホームページ等で都道府県協会名、事業の概要等を公表する。

第6 助成金額

(1) A事業：助成対象経費が400万円以上の事業について、助成対象経費の1/2以内

第7 助成対象事業の実施期間

助成金交付決定日から令和7年3月31日までの間で、事業計画書に定める期間とする。

第8 第1回公募の助成事業規模

3億円程度（全国協会の管理事業費を含む。）とする。

第9 申請事業計画の企画・立案における留意事項

申請する事業計画の企画・立案にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本事業の趣旨・目的に即した事業とするためには、限られた時間（基金事業期間は5年間。令和10年度まで）で、「何のために、何を行う必要があるのか、どのような成果を求めるのか、得られた成果を将来どのように活用するのか」など問題意識、目的意識を明確にした事業計画とすること。また、実効性のある成果を出すためには、事業実行段階での繰り返しのPDCAが求められること。
- (2) 既存事業の単なる置き換えとせず、これまでの話とこれからの話を明確に線引きするなど、所管都道府県との連携、親和性が重要であり、地域の中小企業の課題・ニーズに合った事業計画とすること。
- (3) 予算消化を事業目的とするのではなく、明確な成果目標を立て、効果の持続と波及が見える事業とすること。

第10 助成対象者の遵守事項

助成金の交付を受けて本事業を実施する都道府県協会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の実施にあたっては、交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意義務をもって遂行すること。
- (2) 本助成金交付実施要領の他、助成金交付規程、公募要領等に留意し、適正に事業を実施すること。
- (3) 本事業の成果の実現に努めること。特に助成先の中小企業の支援には、無形資産可視化ツールを活用すること。
- (4) A事業①新事業展開等助成金交付事業については、助成金交付先の中小企業者等から都道府県協会の当該事業終了後30日以内に事業化等状況報告書の提出を求め、その写しを都道府県協会代表者の意見を添えて遂行状況報告書又は実績報告書とともに全国協会会長に提出すること。なお、助成金を交付した事業が事業化を伴う場合は、それ以降の事業終了後5年間、毎会計年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）終了後30日以内に助成事業に係る事業化等の状況について助成金交付先の中小企業者等から事業化等状況報告書の提出を求め、その写しを都道府県協会代表者の意見を添えて遂行状況報告書又は実績報告書とともに全国協会会長に提出すること。
- (5) 本事業を活用して実施する事業については、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施している旨を明示すること。また、本事業の助成金で作成した配布物、WEBページ、成果物等には「この〇〇は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して作成したものです。」と表示すること。
- (6) 本事業の内容の変更又は本事業に要する経費の配分を変更しようとする場合は、事前

に全国協会の承認を受けること。ただし、本事業に要する経費の支出区分間の10%以内の配分変更は、変更の承認を必要としない。なお、人件費への変更は除く。

- (7) 本事業の実施を外部に委託する場合にあっては、原則として助成事業に要する経費（総事業費）の50%を超えないこと。50%を超える場合は、事業実施体制及びその必要性について事業計画書上で説明すること。
- (8) 本事業を中止（廃止）しようとする場合は、事前に全国協会会長の承認を受けること。
- (9) 本事業が予定の期間内に完了することができず見込まれる場合又は本事業の遂行が困難になった場合は、速やかに全国協会に報告すること。
- (10) 複数年度に亘る本事業を実施している場合は、事業が完了するまで年度ごとの本事業の遂行及び収支の状況について、次年度の4月15日までに遂行状況報告書を全国協会に提出すること。併せて、次年度以降に必要な1/2負担分を確保できることを証明する書類を添付すること。全国協会は、事業の遂行状況及び収支状況、確保できている1/2負担分の額等により、既に交付している助成金の使用状況、1/2負担額との差異等を確認し、事業計画が縮小していることが認められた場合には、事業計画の変更と既に交付している助成金の減額（返還）を求めることがある。
- (11) 本事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合は、その日から起算して20日を経過した日又は4月15日のいずれか早い日までに実績報告書を全国協会に提出すること。ただし、令和10年度については、本事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は3月5日のいずれか早い日までに実績報告書を全国協会に提出すること。複数年度に亘る本事業を実施している場合は、実績報告書とともに最終年度の遂行及び収支の状況について提出すること。実績報告書に併せ、本事業の成果・評価等を報告書に取りまとめ、全国協会に提出すること。事業成果報告書は、全国協会のホームページで公表する。
- (12) 本事業の完了後その内容について、実施結果の地域への波及に努めること。
- (13) 本事業を実施する都道府県協会は、助成対象事業に係る経理、財産の管理等について助成金交付規程に定める事項を遵守するとともに、支援する中小企業者等に対しては善良な管理者の注意をもって適切に管理すること。
- (14) 全国協会から振り込む助成金は、助成金交付規程に基づき、本事業に係る経理を明確にするため専用口座で管理し、他の会計と区分して経理すること。
なお、本事業名を付した預金利子の発生しない専用口座を開設することが望ましい。
また、助成金に係る預金利子が発生した場合は、預金利子は本事業の経費に充てるよう措置し、実績報告書に記載すること。

第11 公募にあたっての留意事項

本公募は、中小企業地域資源活用等促進事業の2024年度以降の延長が認められることを前提とする。